

《消防署からのお知らせ》

○甲種防火管理者新規講習開催

- ・開催日 7月2日（火）～7月3日（水）9時20分～14時20分
- ・場 所 下北文化会館 2階視聴覚教室
- ・申込日 5月31日(金)～6月14日(金)

※定員に達し次第締め切りとなります。

下北消防本部により年一回行われる講習です。もし防火管理者が選任されていない防火対象物があれば、この機会に是非受講してください。

また、青森県消防設備保守協会により同様の講習が開催されます。詳細については下記アドレスを参照してください。（各消防本部により開催される講習は記載されていません）

青森県消防設備保守協会 <http://www.ahosyukyokai.or.jp/index.html>

○6月第2週目は危険物安全週間です

例年全国各地で危険物に係る事故が発生しており、その数は年々増加の傾向にあります。危険物は取り扱いを間違えると大規模な火災や爆発を起こす可能性が高く、多くの人命や財産を一瞬にして奪ってしまいます。日常の点検や危険物の貯蔵、取り扱いに十分注意するようお願いします。

- ・実施期間 6月2日（日）～6月8日（土）
- ・推進標語 「無事故への 構え一分 隙もなく」

○ゴミ焼却（野焼き）・家電製品などによる火災が発生しています！

只今、東通村ではゴミの「野焼き」による火災が連続して発生しています。「野焼き」とは、ドラム缶や簡易焼却炉による焼却、空き地、川べりなどでの適切な焼却設備を使わないゴミの焼却のことです。ゴミの野焼きは廃棄物処理法により禁止されており、5年以下の懲役又は1,000万円（法人は3億円）以下の罰金に処される場合があります。

また、家電製品（コンセントの劣化及びタコ足配線など）による火災も発生しています。タコ足配線は定められた容量以上の電気機器を使用すると熱を持ち、配線がショートして火事になります。また、コンセント付近にホコリが付着したままにしていると発火する危険がありますので、自宅内のコンセント付近を点検し、火事を未然に防ぎましょう。



○住宅用火災警報器を設置していますか？

過去3年で村内全地区の一般住宅を調査した結果は、下記のとおりです。

平成31年3月31日現在

調査(回答)世帯数	1, 091世帯	比率
全設置世帯	349世帯	32.0%
一部設置世帯	528世帯	48.4%
未設置	214世帯	19.6%
※設置率=(全設置+一部設置)/回答世帯		80.4%

現在は一般の住宅にも火災警報器の設置が義務付けられています。

火災の早期発見のため、一部設置ではなく全部設置（寝室、寝室が2階の場合は階段にも設置）しましょう。また、機器の使用期限及び電池の寿命は約10年となっているので、定期的に点検しましょう。※自分や家族の身を守るためにも早めの設置を！